



丹篠社第 13 号
令和 3年 4月 5日

丹波篠山市監査委員 様

社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会
会長 前田 公幸



令和 2 年度財政援助団体等監査に係る措置内容について（通知）

みだしの件について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり措置内容を通知します。

記

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>①集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）補助金の不透明な支出について</p> <p>集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）は、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき事業が実施されており、実施主体は市社協及び指定を受けた自治会となっている。</p> <p>ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第 8 条（運営委員会の設置）では、「この事業を適正に実施するために、運営委員会を設置する。」となっているが、平成 28 年度の補助事業実績報告書、事業報告書及び収支決算書を確認したところ、運営委員会が設置されているにも関わらず、昼食、茶菓子等の購入や講師の手配等の業務を法人に委託し、委託料として補助金を含め事業</p>	<p>(1)ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱の一部改正</p> <p>【改正条項】</p> <p>第 2 条（実施主体）に次の条文を追加した。</p> <p>「4 この事業を実施するにあたり、事業の全部又は一部を第三者に委託することはできない。」</p>

<p>費の全てを支出している自治会があった。あくまでも、この事業は運営委員会が実施するもので委託するものではない。また、委託業務の請求内容にも疑問点が認められるので、精査をする必要がある。</p> <p>次に、平成27年度の補助事業実績報告書の収支決算書に、講師謝礼として3万円の支出が記載されているが、領収書の写しの添付がされていない。その理由として、報告書がいきいきサロン運営委員会より令和2年度に別途提出されているが、講師謝礼を取り消す修正がされている。また、提出されている報告書の氏名は運営委員会の委員ではない方となっている。</p> <p>以上のことから、補助金の請求及び交付にあたり、不適正な処理を行った自治会に対し、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱及びふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。</p>	<p>【施行期日】 令和3年2月25日</p> <p>(2)関係者への聞き取り調査等の結果、平成27年度、平成28年度に交付決定を受けたサロン代表者において、不適切な処理が認められたので、令和3年4月2日開催の第150回臨時理事会の承認を得て、次のとおり措置した。</p> <p>① 平成27年度、平成28年度補助金交付決定を同日付で取消しました。</p> <p>② 同日付、交付決定の取消しに伴い、交付補助金の全額204,000円の返還請求を行いました。</p>
<p>②社協補助金交付要綱に基づく社協補助金の交付について</p> <p>社協補助金交付要綱の規定と異なった事務処理が下記のとおり行われていた。</p> <p>ア 別表(第2条関係)の備考「補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」とあるが、実績報告書の補助金額は1円単位まで記載されており又、最終的に切り捨てるの処理がされずに補助金が交付されている。</p>	<p>(3)補助金の返還について、市の請求に基づき、措置しました。</p> <p>【返還対象年度】 平成27年度から令和元年度まで。</p> <p>【返還額】5年分、3,675円</p> <p>【納付処理日】 令和3年3月25日</p>

<p>イ 第5条（補助金の交付方法）に「補助金は、四半期ごと4回に分けて交付するものとする。」となっているが、令和元年度において4月17日、7月1日、11月11日及び11月25日に、平成30年度は5月7日、5月29日、9月7日及び1月8日に市社協から補助金概算払交付請求書が提出されている。</p> <p>以上のことから、社協補助金交付要綱に基づき適正な処理をされたい。</p>	<p>(4)社協補助金交付要綱第5条の規定どおり適確に処理するため、担当者及び直属の管理・監督職のスケジュール管理において、その期日を共有し、四半期ごとの適期に請求できるよう措置し、同要綱の規定遵守を徹底した。</p>
---	---

